



福岡医発第1555号(地)
平成22年10月29日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

保険指導会の開催について

平成8年4月より新たな指導大綱・監査要綱が施行され、集団的個別指導が実施されておりますが、福岡県においては、平成12年度より福岡社会保険事務局(現:九州厚生局)・福岡県・福岡県医師会の共催で、5年間で全会員医療機関に自主的に集団的個別指導(集団部分)を受けていただくという形で実施してきました。

しかし、九州厚生局より今年度から指導大綱に則り各類型区分の高点数上位8%の医療機関のみを対象に行政単独で実施したい旨申し入れがありました。

この申し入れに対して、自浄作用という意味からも、福岡県医師会も共催に入り、5年間で全会員医療機関が自主的に集団的個別指導(集団部分)を受ける従来通りの実施方法を主張してきましたが、厚生労働省において指導大綱に沿った指導の標準化が進められており、また、全国的にも指導大綱に則り実施されているという状況に鑑み、九州厚生局と協議の結果、止むなく下記のとおり実施することといたしましたので、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、10月21日にテレビ会議システムを利用して開催いたしました第2回各医師会保険担当理事者会において担当理事より説明を行っておりますことを申し添えます。

記

1. 名 称 保険指導会

2. 実施方法

九州厚生局が行う集団的個別指導に引き続き、福岡県医師会が集団指導を行う。

(県内4ブロックで実施)

(1) 集団的個別指導(九州厚生局・福岡県主催、福岡県医師会立会) 19時～19時40分

(2) 集団指導講習会(福岡県医師会主催) 19時40分～20時20分

3. 対象医療機関

(1) 集団的個別指導

レセプト1件あたりの平均点数が、都道府県の平均点数の1.1倍(病院)、1.2倍(診療所)を超え、かつ、各類型区分(病院4区分、診療所11区分)の高点数から上位8%に位置する医療機関。

(2) 集団指導講習会(6年に1度必ず受講)

上記(1)の集団的個別指導対象医療機関+約9%の会員医療機関

※集団的個別指導に選定された医療機関は、過去6年以内に保険指導会の受講歴があっても出席義務あり。